

福岡市ふるさとチョイス電子感謝券加盟施設条件

- (1) 各種法令等に従った営業活動等を行っていること。
- (2) 福岡市内に所在する宿泊施設であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 福岡市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (5) 代表者等が、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（法人の場合、当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。）でないこと。
- (6) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者でないこと。
- (7) 個人情報の取扱いについては、福岡市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。
- (8) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者でないこと。
- (9) 特別な場合を除き、常時運営している宿泊施設であること。
- (10) 電子感謝券の利用受付のため、宿泊当日の支払いに対応できること。また、フロント等における人的な対応が常時可能であること。
- (11) 宿泊施設利用者の大部分が、観光及びビジネスを目的とした利用であること
- (12) 「福岡STAY安全安心宣言」（別紙参照）を行い、徹底した新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策に取り組んでいること。
- (13) 寄附者からクレーム等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、クレーム等の内容については、速やかに取りまとめ事業者へ報告すること。
また、品質等による補償やクレーム等の対応については、福岡市は一切の責任を負いません。
- (14) ふるさと納税受付ホームページ（福岡市ホームページ、ふるさとチョイス等）掲載写真等の提供に協力できること。また、福岡市の作成するチラシ等への写真掲載に協力できること。

なお、福岡市は、加盟施設登録後においても、以下の場合には、加盟施設としての取扱を終了いたします。

- ・上記（1）～（14）の加盟施設条件を満たさないと福岡市が判断した場合